

長浜教区募財割当等に関する委員会規程

(設置及び名称)

第1条 教区内の募財割当等を適正ならしめるため、教区に「長浜教区募財割当等に関する委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、教区募財割当等に関する事項について、情報収集及び対策、調整・処理等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の各事項に掲げる業務を行う。

- (1) 経常費及び教区費等の割当基準の見直しに関する事項
- (2) 本山経常費等未納寺院の対応、対策に関する事項
- (3) 本山経常費等未納と願事取扱に関する事項
- (4) 門徒戸数の調整等に関する事項
- (5) その他必要とする事項

(組織)

第4条 委員会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次の各号の役職者をもって充てる。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 教区会正副議長の職にある者 | 2人 |
| (2) 教区門徒会正副会長の職にある者 | 2人 |
| (3) 組長の職にある者 | 14人 |
| (4) 組門徒会長の職にある者 | 14人 |

(任期)

第5条 委員の任期は、それぞれの在職中とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事)

第8条 委員会の議事は半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(教務所長及び教務所員の出席)

第9条 教務所長及び教務所員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(報告)

第10条 委員会の結果は、教区会及び教区門徒会に提出し、その承認を求めなければならない。

(参考人)

第11条 委員会が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて意見及び説明等を聞くことができる。

(常任委員会)

第12条 委員会に常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、委員会から付託された事項を審議する。
- 3 常任委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員会において互選した者 8人
- 4 委員長は、常任委員会の座長となり議事を整理する。
- 5 常任委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
- 6 常任委員会の審議結果は、次の委員会に報告しなければならない。

(事務)

第13条 委員会の事務は、教務所が行う。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2000年7月25日）から施行する。
- 2 昭和55年の教区会決議事項（十年連続完納と願事取り扱い）は、この規程の施行にあっても、その効力を有する。
- 3 この規程施行の際、現に施行している「長浜教区募財割当等に関する検討委員会」（平成7年7月20日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2006年4月27日）から施行する。
- 2 前附則第2項の規定は、2003年7月25日開催の教区会及び教区門徒会の議決（第17号議案）に基づき、取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2010年7月23日）から施行する。

2003年7月25日 教区会・教区門徒会（通常会）合同会議にて全会一致で可決承認

第17号議案 過年度10ヵ年連続完納の上、願事取り扱いの廃止に関する件

1980（昭和55）年より履行されてきた本山への諸願事に関わる取り決めを以下のとおり廃止する。

1 1980（昭和55）年通常教区会にて議決され、同年9月の臨時参事会にて具体的事項が取り決められた、経常費過年度10ヵ年連続完納の上、願事を取り扱う旨の取り決めは廃止する。

2 「経常費の未納と願事取り扱い」に関し、協議・検討を必要とする問題が生じた場合には、従前のおり、「長浜教区募財割当等に関する対策委員会」において決めるものとする。

なお、本事項が議決される以前に当委員会にて議決された「経常費の未納と願事取り扱い」に関する事項についてはなお効力を有するものとする。